

令和 6 年 度

長崎県内部統制評価報告書
に係る審査意見書

長 崎 県 監 査 委 員

令和 6 年度長崎県内部統制評価報告書に係る審査意見書

令和 6 年度における長崎県内部統制評価報告書に係る審査を次のとおり実施した。

第 1 審査の基準

長崎県監査基準に準拠して実施

第 2 審査の種類

内部統制評価報告書審査（地方自治法第 150 条第 5 項）

第 3 審査の対象

令和 6 年度長崎県内部統制評価報告書

第 4 審査の着眼点

1 内部統制の評価手続

全庁的な内部統制及び業務レベルの内部統制の評価手続については、対象事務が網羅的に評価されているか、内部統制の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか、評価が形骸化していないか審査を行った。

2 内部統制の評価結果

評価結果に係る審査については、内部統制の不備を把握した場合、当該不備が重大な不備に該当するかの判断が適切に行われているか、また、是正された内部統制の整備上の重大な不備がある場合には評価基準日までに是正されているか審査を行った。

第 5 審査の実施内容

審査に付された「令和 6 年度長崎県内部統制評価報告書」について、関係部に説明を求めるとともに、定期監査等において得られた知見を活用して、慎重に審査を行った。

第 6 審査の結果

「令和 6 年度長崎県内部統制評価報告書」について、審査した限りにおいて、内部統制の評価手続及び評価結果に係る記載は、相当である。

第7 審査意見

令和6年度においても、重大な不備が発生することなく有効に運用されており、内部統制制度の周知徹底や理解促進などに関する取組を進められている。

監査の指摘・指導件数は減少傾向にあるものの、定期監査においては事務処理ミスが少なからず検出されており、その多くは所属にリスクの認識がなかったものである。このため、今後とも、以下の点に留意しながら同制度の効果的かつ確実な運用に努められたい。

1 潜在的なリスクの把握について

所属が対応策を設定していないリスクの存在に気づいた場合、その時点で速やかに推進部局、評価部局に報告した上で内部統制を実施することを徹底するとともに、最終的に「不備なし」とされたリスクについても、他所属でも起こりうるものとして次年度の運用で横展開を図るなど、潜在的なリスクの把握に向けて、全庁的な取組の推進と各所属の意識の向上を図られたい。

2 選定リスクの入替について

所属において選定するリスクの入替状況を確認したところ、長年に亘り入替がなされていないものが見受けられたので、「不備なし」が続き発生リスクが低減したと考えられるものについては、他のリスクへの入替を検討されたい。

3 業務レベルの内部統制の評価手続について

リスク対応策の整備・運用状況を評価する際に作成する「リスク評価・対応シート」と「自己評価作業補助シート」の整合性が取れていないものが散見されたので、評価の形骸化に繋がらないよう適切な評価事務に努められたい。

【参考】審査等の経過

- 1 令和7年度監査計画の策定 令和7年4月11日
- 2 各所属の自己評価に係る審査
 - 長崎港湾漁港事務所 令和7年7月22日
 - 長崎振興局 令和7年7月24日
 - 島原振興局 令和7年7月25日
 - 環境保健研究センター、川棚食肉衛生検査所、
工業技術センター、窯業技術センター、農業大学校 令和7年7月29日
 - 県北振興局 令和7年7月30日
 - 本庁各部局 令和7年8月18日～8月26日
 - 秘書・広報戦略部、企画部、総務部、危機管理部、地域振興部、
文化観光国際部、県民生活環境部、福祉保健部、こども政策局、
産業労働部、水産部、農林部、土木部、出納局
- 3 内部統制評価報告書に係る審査 令和7年8月26日
 - 総務文書課、人事課、新行政推進室、財政課、管財課、債権管理室、
スマート県庁推進課、建設企画課、会計課、物品管理室